

1. 計画の策定主旨

- ◆ 国土強靱化とは、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を、国づくり、地域づくりとして平時から持続的に展開していこうとするものです。
- ◆ このような考え方のもと、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)」が公布、施行され、平成26年(2014年)6月には、「国土強靱化基本計画(以下、「基本計画」という。)」が策定されています。また、大阪府においても平成28年(2016年)3月に「大阪府強靱化地域計画」が策定されるなど、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。
- ◆ このような動きを踏まえ、本市においても、基本法第13条に基づき、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進するために、「大阪狭山市強靱化地域計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ・計画期間など

- ◆ 計画の位置づけ
 - ・本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として位置づけ、基本法第14条に基づき、国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画としています。
 - また、本市総合計画と、基本的な考え方の整合を図った計画として、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。
- ◆ 計画期間
 - ・計画期間は、令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)までの10年間とします。
 - ただし、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。

3. 基本的な考え方

- ◆ 対象:地震、風水害(台風、豪雨、土砂災害等)の大規模自然災害
- ◆ 目標:国・大阪府と同様の4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」

【基本目標】

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

【事前に備えるべき目標】

- 直接死を最大限防ぐ
 救助・救急の活動を迅速に行う
 被災者等の健康・避難生活環境の確保
 行政機能の確保
 情報通信機能・情報サービスの確保
 経済活動の機能維持
 ライフラインの被害最小化・早期復旧
 二次災害の防止
 復旧・復興条件の整備

4. 脆弱性評価の実施と計画の推進

脆弱性評価の実施

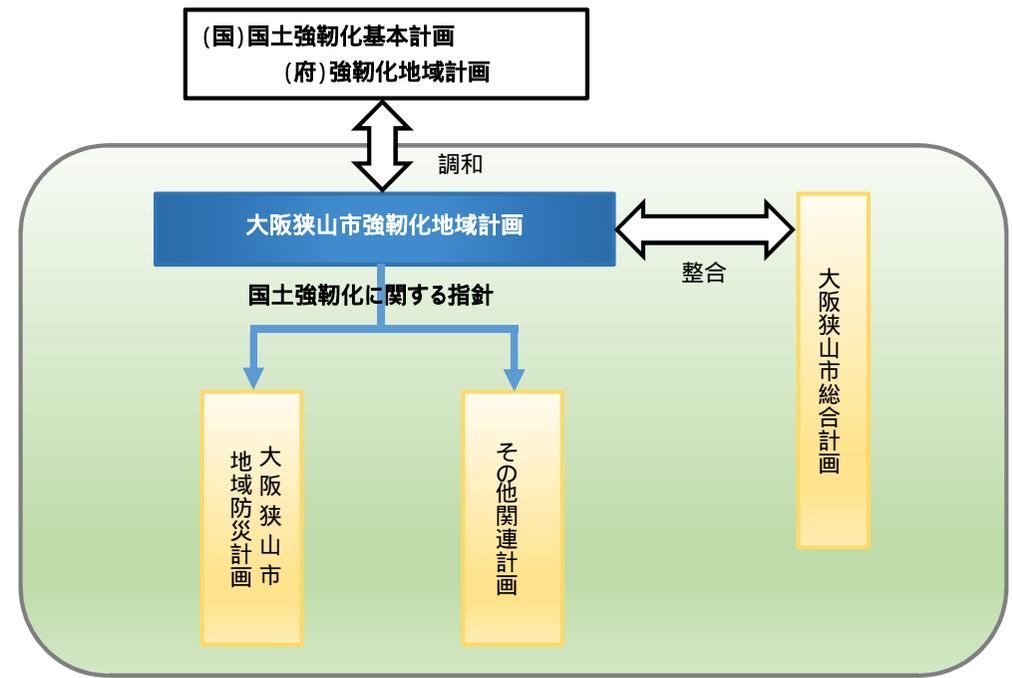
- ・本市における、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定(裏面参照)し、リスクに対しての必要な取組みの分析、現状の進捗状況の把握を実施しました。
- ・評価にあたっては、防災に関する総合かつ基本的な計画である「大阪狭山市地域防災計画」や各部局の運営方針・各計画等との整合を図り、進捗状況や達成度をできるだけ定量的に把握します。

計画の推進体制

- ・国土強靱化は、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とするための事前対策であり、その取組みは広範な部局の所掌にまたがるため、本計画の推進にあたっては、「大阪狭山市防災計画検討会議」を中心とした部局横断的な体制のもと、国や大阪府、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めます。

◆ PDCAサイクルによる計画の進捗管理

- ・計画に基づく取組みを効果的に推進するために「大阪狭山市防災計画検討会議」を中核とした部局横断的な体制において、進捗状況を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していきます。
- また本計画は、本市の国土強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるもので、国土強靱化における他の計画については、それぞれの計画の見直しや、次期計画の策定にあわせて必要な検討を行い、本計画との整合性を図ります。



計画の構成イメージ

		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)			起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	16	5-1	食料等の安定供給の停滞
2	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	17	5-2	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
3	1-3	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	18	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
4	1-4	風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	19	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
5	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	20	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	21	6-4	陸上交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	22	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
8	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	23	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
9	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	24	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
10	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	25	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
11	3-1	市役所の機能不全	26	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
12	3-2	行政機関(市役所を除く)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	27	7-5	農地・森林等の被害による荒廃
13	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	28	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
14	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	29	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
15	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集、伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	30	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			31	8-4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態